

## 臨時検査員による検査実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、工事検査要領第4第2項で規定する臨時の検査員が検査を行う場合の必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時検査員 本庁においては係長級以上、地域機関においては課長補佐級以上の職員のうち、三重県建設工事検査規則第2条(2)に基づき知事が検査を命じた者をいう。
- (2) 検査調整員 各所属が臨時検査員の中から1名以上選出し、工事検査総括監が認めた者で、臨時検査員による検査に関する連絡・調整を行う。

### (臨時検査員の任命)

第3 臨時検査員の任命は、各所属からの選出に基づいて知事が行う。

### (臨時検査員による検査の期間)

第4 臨時検査員が検査を行う期間は、原則、3月1日から3月31日までの間とする。但し、工事検査総括監がやむを得ないと認めたときはその限りではない。

### (臨時検査員が検査する工事)

第5 臨時検査員が検査する工事は以下のとおりとする。

- (1) 本庁の臨時検査員 臨時検査員が所属する班が所管する工事及び当該班が事業予算を所管する地域機関の工事、以外の工事
- (2) 地域機関の臨時検査員 臨時検査員が所属する課が所管する工事以外の工事

### (検査執行計画の作成及び変更手続)

第6 3月1日から3月31日までの間に検査の実施が必要な本庁課の課長又は地域機関の長(以下「所属の長」という。)は、工事検査総括監が指定した日までに年度末検査執行計画箇所調書(第1号様式)により工事検査総括監に報告しなければならない。

2 工事検査総括監は前項で報告のあった工事について、2月末日までに検査員及び検査日を決定し、年度末検査執行計画箇所調書(第1号様式)により所属の長及び検査調整員に通知しなければならない。

3 前項の通知後、やむを得ない事由により臨時検査員の変更、検査の追加が必要な場合は、検査を受検する部署の検査調整員と検査を執行する部署の検査調整員

とが協議した上で、検査を受検する部署の所属の長が、原則として検査予定日の2日前までに検査変更報告書（第2号様式）により工事検査総括監に報告し、承認を得なければならない。

4 検査調整員は、その他必要な調整を行う。

（補則）

第7 その他臨時検査員による検査に関し必要な事項は別に定める。

附則 この要領は、平成24年12月11日から適用する。

附則 この要領は、平成25年12月1日から適用する。

附則 この要領は、平成28年12月1日から適用する。

第1号様式(第6関係)

年度末検査執行計画箇所調書

番号	執行機関 名称	施行 開始 年度	施行 通番	工事名称	施行場所 (自)	受注者名	最新契約額	着工年月 日	完成日 (最新完 成予定 日)	工事又は 委託区分	発注業種	監督員所 属 課等名称	監督員 種別名称	専任監督 員氏名	検査種別	検査員氏 名	検査日	第1 希望	第2 希望	第3 希望	備考	検査員所 属課班 (本庁)	検査対象 事業の本 庁予算所 管事業課 班	本庁確認	検査員所 属課 (地域)	検査対象 事業の地 域機関予 算所管事 業課	地域確認	検査日変 更内容記 載	検査員変 更内容記 載										

第2号様式（第6関係）

## 検査変更報告書

年 月 日

工事検査総括監 あて

所属の長

年 月 日予定の検査について、次の理由により変更いたしたく報告します。

変更の種類	検査員の変更 ・ 検査の追加 (該当分を○で囲む)		
工事執行機関名称			
施行番号			
工事名称			
専任監督員	所属名		氏名
変更内容	当初検査員	所属名	氏名
	変更検査員	所属名	氏名
変更理由			

平成 年 月 日

所属の長 あて

工事検査総括監 印

上記の変更について承認します。

\*工事検査総括監の承認を得た後に必ず検査執行側の検査調整員へ変更を連絡すること。